

品川区公害健康被害の補償等に関する法律の実施に係る文書料支出要綱

制定	昭和50年9月5日	区長決定
改正	昭和61年3月29日	要綱第10号
	昭和63年2月29日	要綱第7号
	平成元年3月28日	要綱第15号
	平成3年4月1日	要綱第33号
	平成9年5月1日	要綱第62号
	令和元年9月11日	要綱第299号
	令和3年7月1日	要綱第191号

(目的)

第1条 この要綱は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）の規定に基づく認定、障害の程度の決定および補償給付の支給決定に際し必要な審査資料または添付書類等の文書の料金（以下「文書料」という。）について、支出基準を定め、あわせて当該文書料を負担した者に対する補助金の支出基準を定めることにより、公害健康被害補償事業の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(支出の対象となる文書および支出の目的)

第2条 支出の対象となる文書は、別表第1欄に掲げるものとし、同表第2欄に掲げる目的で支出するものとする。

(請求者および補助対象者)

第3条 区長に対し、文書料を請求できる者または文書料の負担に対する補助金（以下「文書料補助金」という。）を請求できる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第3欄に掲げる者とする。

第4条 文書料または文書料補助金は、別表第4欄に掲げる支出の要件に該当する場合に支出するものとし、支出金額は同表第5欄に掲げる額とする。

(請求および支出の方法)

第5条 文書料または文書料補助金は、別表第6欄に掲げる方法により請求し、同表第7欄に掲げる方法により支出するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和50年9月5日から施行し昭和49年11月30日から適用する。
- 2 昭和50年4月1日以降すでに支出した主治医診断報告書に係る文書料については、その支出金額が第4条で規定する金額に満たない分についてのみこの要綱を適用するものとする。

付 則

この要綱は、昭和51年6月1日にさかのぼり適用する。

付 則

この要綱は、昭和51年11月1日にさかのぼり適用する。ただし、診療報酬請求明細書および公害調剤報酬明細書のうち昭和51年9月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日にさかのぼり適用する。

付 則

この要綱は、昭和52年11月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書および公害調剤報酬明細書のうち昭和52年9月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和53年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和54年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和55年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和56年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和58年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和63年3月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。ただし、医学的検査結果報告書、主治医診断報告書、認定死亡患者主治医診断報告書、認定更新および障害程度に関する主治医診断報告書、リハビリ参加者主治医意見書、および転地療養参加者主治医意見書の平成元年3月以前の役務の提供完了に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

1 支出の対象となる文書名	2 支出の目的	3 補助対象者または請求者	4 支出の要件	5 支出金額	6 請求方法	7 支出方法	8 備考
A 診断書、病状証明書および死亡診断書	法第4条第4項に規定する被認定者（以下「被認定者」という。）に係る診断書料もしくは病状証明書料または法第29条第4項に規定する認定死亡者（以下「認定死亡者」という。）に係る死亡診断書料の負担に対する補助	被認定者または認定死亡者の遺族等	次に該当する場合に支払うものとする。 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和49年総理府令第60号。以下「規則」という。）第8条第2項、第13条第2項第1号、第23条第2項第1号、第26条第2項、第28条第2項第1号、または第36条第2項第1号の規定に基づき医師の診断書、病状証明書または死亡診断書を提出し、法の規定に基づき認定され、または支給決定されたとき。	1件につき1,000円。ただし、現に要した費用の額を超えないものとする。	証明手数料補助金請求書（第1号様式）を区長に提出するものとする。	請求者の指定する振込口座に振込むものとする。	
B 医学的検査結果報告書	医学的検査結果報告の作成に対する報償	医学的検査を実施した医療機関の代表者	次の各号のいずれかに該当する場合に支払うものとする。 (1) 第8条第2項の規定に基づく認定審査に際し、医学的検査結果報告書を提出したとき。 (2) 法第25条第1項または第28条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく障害の程度の審査に際し、医学的検査結果報告書を提出したとき。	1件につき500円に「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条および地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額。 ただし、区長が特に認めるときは、1件につき2,000円に「消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額とする。	医学的検査料の請求に際し、合わせて請求するものとする。	請求者の指定する振込口座に振込むものとする。 ただし、国公立病院その他公共的医療機関にあっては所定の納入告知書または納付書により支払うものとする。	医学的検査の実施に関する委託契約を締結する。

1 支出の対象 となる文書名	2 支出の目的	3 補助対象者 または請求者	4 支出の要件	5 支出金額	6 請求方法	7 支出方法	8 備 考
C 主治医診断 報告書および 認定死亡患者 主治医診断報 告書	主治医診断報 告書および認定 死亡患者主治医 診断報告書の作 成に対する報償	被認定者の主 治医が所属する 医療機関の代表 者	次の各号のいずれかに該当する場合に支払うものとする。 (1) 法第25条第1項または第28条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく被認定者の障害の程度の審査に際し、規則第19条第2項、第20条第2項または第22条第2項に規定する認定疾病に係る障害の状態に関する医師の診断書（以下「主治医診断報告書」という。）を提出したとき。 (2) 法第29条第1項もしくは第2項（第35条第2項において準用する場合を含む。）または第35条第1項もしくは第2項の規定に基づく被認定者または認定死亡者の死亡原因の審査に際し、法第43条の規定に基づく他原因の参酌に関する医師の診断書（以下「認定死亡患者主治医診断報告書」という。）を提出したとき。	1件につき3,700円に「消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額。 ただし、国公立病院に係る分については3,700円以内の額に「消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額とする。	主治医診断報告書または認定死亡患者主治医診断報告書の提出をもって文書料の請求があったものとみなす。	請求者の指定する振込口座に振込むものとする。 ただし、国公立病院その他公共的医療機関にあっては所定の納入告知書または納付書により支払うものとする。	
D 認定更新用 主治医診断報 告書	被認定者の認 定更新に係る主 治医診断報告書 の作成に対する 報償	被認定者の主 治医が所属する 医療機関の代表 者	次に該当する場合に支払うものとする。 法第8条第1項および第2項の規定に基づく認定の更新の審査に際し、主治医が認定更新用主治医診断報告書を提出したとき。	1件につき4,700円に「消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額。 ただし、国公立病院に係る分については4,700円以内の額に「消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額とする。	認定更新用主治医診断報告書の提出をもって文書料の請求があったものとみなす。	請求者の指定する振込口座に振込むものとする。 ただし、国公立病院その他公共的医療機関にあっては所定の納入告知書または納付書により支払うものとする。	

1 支出の対象 となる文書名	2 支出の目的	3 補助対象者 または請求者	4 支出の要件	5 支出金額	6 請求方法	7 支出方法	8 備 考
E 公害診療報酬 明細書	公害診療報酬 明細書の記載お よび送付等に係 る事務手数料に 対する補助	被認定者に係 る公害診療を実 施した医療機関 の代表者。ただ し国公立病院を 除く。	次に該当する場合に支払うものとする。 法に基づく被認定者の指定疾病の診療に関し公害医 療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和49年総 理府令第64号。以下「省令」という。）の規定に基 づく公害診療報酬明細書（省令様式第二号。以下「公 害診療報酬明細書」という。）を提出したとき。ただ し、非公害医療機関にあつては、療養の給付及び公費 負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成2 0年厚生労働省告示第126号。以下「告示」とい う。）の規定に基づく診療報酬明細書（医科入院） （告示様式第二（一））および診療報酬明細書（医科 入院外）（告示様式第二（二））（以下「診療報酬明 細書」という。）を提出したとき。	1件につき50 0円に「消費税法 第29条および地 方税法第72条の 83に定める税率 を乗じて得た額の 合計額」を加えた 額。 ただし、非公害 医療機関にあつて は、1,251円に 「消費税法第29 条および地方税法 第72条の83に 定める税率を乗じ て得た額の合計額 を加えた額」の1 0円未満を切り上 げた額とする。	公害診療 報酬明細書 の提出を もって補助 金の請求が あったもの とみなす。	公害診療 報酬の支払 額に加算し て、請求者 の指定する 振込口座に 振込むもの とする。	
F 診療実日数 証明書	療養手当の請 求に係る診療実 日数証明書料の 負担に対する補 助	被認定者また はその養育者も しくは遺族等	次に該当する場合に支払うものとする。 法第40条の規定に基づく療養手当の請求に際し、 規則第35条第2項の規定に基づき療養を受けること を要した日数の証明書を提出したとき。	1件につき 1,000円。 ただし、現に要 した費用の額を 超えないものと する。	診療実日数 証明書の提出 をもって補助 金の請求が あったものと みなす。ただ し、公害診療 報酬明細書ま たは診療報酬 明細書の診療 実日数欄に記 載があるとき は、証明書の 提出を省略で きるものとす る。	療養手当 の支払額に 加算して、 請求者の指 定する振込 口座に振込 むものとし る。	

1 支出の対象 となる文書名	2 支出の目的	3 補助対象者 または請求者	4 支出の要件	5 支出金額	6 請求方法	7 支出方法	8 備 考
G 診療内容証 明書	療養費の請求 に係る診療内容 証明書料の負担 に対する補助	被認定者また はその養育者も しくは遺族等	次に該当する場合に支払うものとする。 法第24条第1項または第2項の規定に基づく療養 費の請求に際し、規則第18条第2項の規定に基づき 診療等の内容の証明書を提出したとき。	1件につき 1,000円。 ただし、現に要 した費用の額を 超えないものと する。	診療内容 証明書の提 出をもつて、補助金 の請求が あったもの とみなす。	療養費の 支払額に加 算して請求 者の指定す る振込口座 に振込むも のとする。	
H 公害調剤報 酬明細書	公害調剤報酬 明細書の記載お よび送付等に係 る事務手数料に 対する補助	被認定者に係 る公害調剤を実 施した薬局等の 代表者。ただ し、国公立病院 を除く。	次に該当する場合に支払うものとする。 法に基づく被認定者の指定疾病の診療に関し、省令 の規定に基づく公害調剤報酬明細書（省令第4号様 式。以下「公害調剤報酬明細書」という。）を提出し たとき。	1件につき25 0円に「消費税法 第29条および地 方税法第72条の 83に定める税率 を乗じて得た額の 合計額」を加えた 額とする。	公害調剤 報酬明細書 の提出を もつて補助 金の請求が あったもの とみなす。	公害調剤 報酬の支払 額に加算し て、請求者 の指定する 振込口座に 振込むもの とする。	
I 公害訪問看 護報酬明細書	公害訪問看護 報酬明細書の記 載および送付等 に係る事務手 数料に対する補助	被認定者に係 る訪問看護を実 施した訪問看護 ステーションの 代表者	次に該当する場合に支払うものとする。 法に基づく被認定者に係る訪問看護に関し、省令の 規定に基づく公害訪問看護報酬明細書（省令様式第六 号。以下「公害訪問看護報酬明細書」という。）を提 出したとき。	1件につき5 00円に「消費 税法第29条お よび税法第72 条の83に 定める税率を乗 じて得た額の合 計額」を加えた 額とする。	公害訪問 看護報酬明 細書の提出 をもつて補 助金の請求 があったも のとみな す。	公害訪問 看護報酬の 支払い額に 加算して、 請求者の指 定する振込 口座に振込 むものとな す。	

公害健康被害の補償等に関する法律の 実施に係る証明手数料補助金請求書

品川区長様

年 月 日

請求者 住所

氏名 ⑩

(被認定者との続柄)

公害健康被害の補償等に関する法律の実施に係る文書料支出要綱第2条の規定に基づき、証明手数料の補助を受けたく関係書類を添えて請求します。

公害健康被害 認定患者名		生年 月日	年 月 日 歳
疾 病 名	1.慢性気管支炎 2.気管支ぜん息 3.ぜん息性気管支炎 4.肺気しゅ 5. 1.2.3.4の続発症()		
請 求 金 額	円	文書の種類	1. 診断書 2. 証明書 3. 死亡診断書

* 請求金額は、証明手数料として、支払った額を書くこと。ただし、1,000円を超えるときは、請求金額は1,000円とすること。

関係書類

領収書(レシートでも可)



公害医療手帳 記 号 番 号	09-
-------------------	-----